

新様式 2 東北大学 給付奨学金【新規申請者・採用候補者用】 授業料免除申請

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【新規採用者用】

- ◎ 日本学生支援機構「給付奨学金」採用者は、併せて授業料も減免対象となります。給付奨学金の「予約採用者」と「在学採用申請（予定）者」は、授業料減免の認定に必要なため、この申請書を必ず提出してください。
- ◎ 予約採用における給付奨学金採用候補者は、①採用候補者決定通知原本（進学先提出用）②授業料免除申請用紙（本申請用紙）③返信用封筒【角2サイズに返送先住所・宛名・学籍番号（または受験記号番号）を記入・140円切手貼付】④レターパックプラス【返送先住所・宛名・学籍番号（または受験記号番号）を記入】を併せて提出してください。
- ◎ 日本学生支援機構「給付奨学金」の申請には、別途手続きが必要です。この様式では申請できませんのでご注意ください。

年 月 日

総 長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

また、減免の対象者としての認定を受けるまでの間、入学料/授業料の徴収猶予を許可くださるようお願いいたします。

※入学料は4月入学は9月15日、10月入学は3月15日まで、授業料は前期分は9月、後期分は3月（最終学年は2月）の引落日まで徴収が猶予されます。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、東北大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が東北大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入、当てはまるものに☑してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名		編入学の場合は、編入学年： 年次		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生(歳)	携帯電話番号		
	現住所 (4月以降の住所)				
	所属学部・ 学科等	学年：	学籍 番号	(学籍番号がわからない場合は受験記号番号)	
	過去に本学以外で本制度の支援を受けた場合、その学校名、期間(*)	(学校名)	(期間 / 月数) 年 月～ 年 月 / 月		
	過去に本学以外で本制度の入学料減免を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない				
	入学料について（4月入学者は4月現在、10月入学者は10月現在）*今年度入学料が発生している方のみ回答 <input type="checkbox"/> 納付済 ・ <input type="checkbox"/> 未納付（入学手続き時に給付奨学金「予約採用者」または「申請予定者」を選択した方）				
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報（☐に✓印を付け、該当する番号を記入）				
	<input type="checkbox"/> 高校在学時に予約採用の申込を行った者（採用候補者決定通知をお持ちの方） <input type="checkbox"/> I区分 <input type="checkbox"/> II区分 <input type="checkbox"/> III区分 給付奨学金の申し込み受付番号（採用候補者は登録番号、給付奨学生は奨学生番号を記入） ()				

在学定期採用申請(予定)者 【注意】別途申請手続きが必要です。この用紙では奨学金の申請はできません。

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ. 「大学等における修学の支援に関する法律による修学支援」（以下、「修学支援」という）は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、授業料減免を希望する者は、原則として日本学生支援機構給付奨学金の申込みをしてください。
- なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、この「修学支援」による授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- また、認定を受けた場合でも、学校による懲戒処分を受けたり、適格認定（学業）により「廃止」となったときは資格を喪失し、遡って授業料支払いの義務が発生します。
- ロ. 次の1. 2. のいずれかに当てはまる場合、修学支援制度とは別に行っている「大学独自の入学料/授業料免除制度」の申請資格があります。
- 申請を希望する方は、東北大学の授業料免除ホームページを確認のうえ、別途、願書書類一式を提出してください。（締切厳守）
1. 入学前1年以内において、主たる学資負担者が死亡した
 2. 入学前1年以内において、学生本人または学資負担者が風水害等の災害により被害を受けた
- ハ. 過去にこの「修学支援」による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ニ. 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ホ. 本学に編入学又は転学した学生で、編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある方が、家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙の提出が必要です。経済支援係までお問い合わせください。※給付奨学金を申し込む（既に申し込んでいる）場合は不要です。
- ヘ. 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト. 入学料を納付してしまった場合や、申請期間を過ぎてからこの申請書を提出した場合は、奨学金の採用区分が決定後、減免額を後日返金することとなります。返金手続きには時間を要しますので、予めご了承ください。

提出日： 年 月 日

※ 郵送で提出した場合は、郵送控えをここに貼り付けて保管しておいてください。